

# 第8回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 6年 2月28日 開会

芽室町農業委員会



●日時

令和 6年 2月28日(水) 15時31分～16時26分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第5	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第7	議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

---

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 廣江 英幸	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

---

●欠席委員

---

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

---

●議事録署名委員

2番 平林 浩哉 3番 中捨 雅裕

(13時04分 開会)

### ●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、2番 平林委員、3番 中捨委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

### ●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町栄4線、公簿・現況地目とも畑、面積35,571㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

### ●日程第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号5番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北7線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積20,543㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町西土狩北4線外合計10筆、公募・現況地目とも畑、合計面積11,744㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町北芽室北7線外合計4筆、公募・現況地目とも畑、合計面積29,136㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号4番】土地の所在は、芽室町西土狩北7線外合計6筆、公募・現況地目とも畑、合計面積40,523㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号5番】土地の所在は、芽室町西土狩北7線外合計5筆、公募・現況地目とも畑、合計面積30,000㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

#### ●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新朝日2線外合計12筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積264,096㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年1月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積71,208㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年1月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

---

## ●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室南6線、公簿・現況地目とも畑、面積254㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めます。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。申請地は、市街地から約4kmの東高岩地区で、国有地払い下げの農地です。また、申請地は、譲受人の所有農地に隣接している通路であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町洪山8線、公簿・現況地目とも畑、面積は4,159㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めます。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（平林委員） 2番平林です。申請地は、道道55号線洪山交差点より南西方向へ向かった先に位置している国有地払い下げの農地です。また、申請地は譲受人の所有農地に隣接しているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番】土地の所在は、芽室町渋山8線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は50,718㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（平林委員） 2番平林です。申請地は、昨年、譲渡人が購入した農地であり、譲受人が圃場の管理・耕作しておりました。譲受人は、草取り等の管理や地域の農事組合等にも積極的に参加されており、地区の方ともコミュニケーションをとっています。また、近隣への影響もないことから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番】土地の所在は、芽室町新生南12線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は74,103㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地調査を行いました。申請地は、芽室南小学校から上伏古坂の上方面へ1.5km程に位置しています。譲受人は長年にわたって、肉牛農家を経営しており、飼料作物の自家消費及び販売を行っています。10年間の賃貸のちの売買となっており、周辺地域の理解も得ているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号5番 番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番】土地の所在は、芽室町新生南13線、公簿・現況地目とも畑、面積は21,329㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号6番】土地の所在は、芽室町新生南13線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は52,775㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地調査を行いました。申請地は、芽室南小学校から上伏古坂の上方面へ1.5km程に位置しており、譲受人の隣接農地です。番号5番の譲受人は経営者、番号6番はその子となっています。譲受人は20年以上農業に従事し、子も6年程前より営農に加わっています。10年間の賃貸のちの売買となっており、周辺地域の理解も得ているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番 番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。はじめに、番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号7番についてですが、高橋委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、高橋委員は、議事参与が制限されることとなります。高橋委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

15時59分 休憩

【高橋委員退室】

15時59分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）



【番号7番】土地の所在は、芽室町西土狩北5線外合計14筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は67,907㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 道下委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。申請地は、市街地から北東へ約8kmに位置していません。譲受人の隣接農地であるため、売買となったものです。譲受人は、周辺地域にも説明を行っているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号7番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時02分 休憩

【高橋委員入室】

16時02分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、番号8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号8番】土地の所在は、芽室町栄4線、公簿・現況地目とも畑、面積は35,571㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 松久委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（松久委員） 10番松久です。先日、現地調査を行いました。申請地は、栄コミュニティセンターから南西に位置しています。譲受人の家庭は、経営主、父、経営主の子の婿で営農しているため経営は安定しており、畑も大切に使用いただけたらと思うため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号8番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号9番】土地の所在は、芽室町中美生1線外合計32筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は247,751㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。申請地は、嵐山より手前1kmの美生11号を東方面に入ったところに位置しています。譲渡人は営農終了のため、譲受人は農業経営拡大のための売買です。譲受人は、22年農業に従事しており、周辺地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号9番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号9番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号10番についてですが、松久委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、松久委員は、議事参与が制限されることとなります。松久委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時09分 休憩

【松久委員退室】

16時09分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、番号10番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号10番】土地の所在は、芽室町栄4線外合計19筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は402,450.34㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項

各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。申請地は、旧JA常盤店より西へ1km程に位置しています。この度、借人となる法人の代表者は、経営の効率化を目的とし、法人経営へ移行することとなり、賃貸借を申請したものです。また、借人となる法人の代表者は、36年農業に従事し、7年前には後継者も就農しておられ、現在地域の中でも中心的な役割を担っています。周辺地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号10番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号10番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時12分 休憩

【松久委員入室】

16時13分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

## ●日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町中美生4線外合計2筆、公募・現況地目とも畑、合計面積15,965㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。申請地は、嵐山より手前1kmの美生11号を西方面に入ったところに位置しています。申請地について、作物の生産性が低く、砂利層があるため、耕作

に支障があり、今回、砂利採取を行い基盤整備するものです。また、土砂の流出や崩壊等災害発生のおそれがないことから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

---

#### ●日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北伏古東9線、公募・現況地目とも畑、面積575.99㎡です。農業用格納庫の新築及び作業場の設置をするための転用であり、それに伴い、農地から農業用施設用地へ変更するものです。

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件について、担当委員であります 野澤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○5番（野澤委員） 5番野澤です。先日、現地確認を行いました。申請地は、申出者の住宅東側に位置しています。現在、小麦の収穫・乾燥を委託している状況ですが、将来的に自己収穫・乾燥・作業受託を検討しており、宅地に隣接している申請地に農業用格納庫の新設、作業場の設置をされるため、申出されました。また、近隣への影響もないことから問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

---

**●日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号136番から整理番号140番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号136番】土地の所在は、芽室町北芽室北7線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積20,543㎡を賃貸借するものです。

【整理番号137番】土地の所在は、芽室町西土狩北4線外合計10筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積11,744㎡を賃貸借するものです。

【整理番号138番】土地の所在は、芽室町北芽室北7線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積29,136㎡を賃貸借するものです。

【整理番号139番】土地の所在は、芽室町西土狩北7線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積40,523㎡を賃貸借するものです。

【整理番号140番】土地の所在は、芽室町西土狩北7線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、面積30,000㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号136番から整理番号140番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号136番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号136番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号137番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号137番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号138番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号138番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号139番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号139番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号140番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号140番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第5号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第8回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

---

（16時26分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 2月 28日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員